

# 第1部 特集～平成23年度の主な取組等～

## 1 「熊本県地下水保全条例」の改正について

地下水は本県における地域共有の貴重な資源ですが、近年、一部の地域における地下水の水位の長期的な低下や硝酸性窒素等の濃度の上昇が見られるなど地下水の水量・水質の両面で課題が見られます。

このため、地下水を守り抜くために、平成23年度に熊本県地下水保全条例の改正を行い、地下水の保全対策を強化しました。

### 1 条例改正の背景

**●高い地下水依存度**

- ・本県の生活用水の約8割（全国平均2割）、工業用水の約4割（全国平均3割）は地下水を水源としています。特に、熊本地域では生活用水のほぼ100%を地下水に依存しています。

**●地下水量の課題**

- ・熊本地域の台地部で地下水の水位が長期的に低下傾向にあります。  
（熊本地域の県観測井戸 14 箇所中 12 箇所で水位が低下）
- ・市街化の進展、宅地造成等により地下水の涵養域が減少し、地下水涵養量が減少しています。

西合志観測井

年平均地下水水位  
—トレンド(地下水位)

調査年

59.00  
58.00  
57.00  
56.00  
55.00  
54.00

58.43

56.80

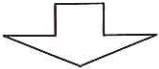
735 百万m<sup>3</sup>(H9)⇒600 百万m<sup>3</sup>(H19) ▲135 百万m<sup>3</sup>

**●地下水質の課題**

- ・全国各地で見られる硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が、県内各地で散見されます。県では、関係市町村や関係機関と連携して削減対策を講じていますが、明らかな改善傾向は見られていない状況です。

**●世界的な水資源確保の重要性の高まり**

- ・世界的な水資源確保の重要性が高まる中で、豊かで質のよい水資源を求める動きが日本国内・県内でも予想されます。



### 2 条例改正の基本視点

**I 「公共水」の視点**

- ・地下水は、水循環系の一部であり、県民生活と地域経済の共通基盤

**II 「未然防止」の視点**

- ・将来にわたって地下水の恵みを楽しむことができるよう、水量・水質を保全

**III 「協働」の視点**

- ・県民、事業者、行政の連携・協働により地下水保全を推進

### 3 主な改正内容

#### 【1 基本理念・地下水保全への協働の推進】

- ①条列の基本理念として、地下水を「公共水」と位置づけ
- ②県民、事業者、行政の連携・協働による総合的な地下水保全に係る計画の策定及びその実施体制の整備に関する規定を新設
  - (取組例) ・熊本地域地下水総合保安全管理計画の策定
  - ・公益財団法人くまもと地下水財団の設立

#### 【2 地下水の水質の保全】

- ①硝酸性窒素等汚染対策を事業者、市町村等と連携・協働して推進する根拠規定を新設
- ②対象化学物質の使用の抑制、対象事業場・貯油施設等の定期的な点検・整備を規定
- ③対象化学物質・油等の流出事故の状況に係る公表について規定

#### 【3 地下水の水量の保全】

##### ①大口地下水採取の許可制導入及び届出制の見直し

地域名	吐出口の断面積		種類
重点地域	揚水機	6cm <sup>2</sup> 超～19cm <sup>2</sup> 以下	届出
		19cm <sup>2</sup> 超	許可
	自噴井戸	19cm <sup>2</sup> 超	届出
指定地域	揚水機	6cm <sup>2</sup> 超～125cm <sup>2</sup> 以下	届出
		125cm <sup>2</sup> 超	許可
その他地域	揚水機	50cm <sup>2</sup> 超～125cm <sup>2</sup> 以下	届出
		125cm <sup>2</sup> 超	許可

- ・既存地下水採取者も経過措置期間（3年間）内に許可が必要
- ・届出の時期を採取の「7日前まで」を「30日前まで」に見直し

##### ②水量測定器の設置義務の拡大により採取量を正確に把握

- ・全県 50 cm<sup>2</sup> 超に加え、重点地域の許可対象者（19 cm<sup>2</sup> 超）にも設置義務付け

##### ③水量保全に係る措置命令の規定を整備

##### ④許可制と連動して地下水の合理的な使用や地下水涵養対策の取組みを義務化

- ・地下水の合理的な使用及び地下水涵養を促進するため、別途指針を策定
- ・許可対象者に地下水使用合理化計画、地下水涵養計画の作成・提出・実施状況の報告を義務付け

##### ⑤5ha以上の大規模開発行為者に対して、開発当たりの地下水涵養への配慮を求める規定を新設

#### 【4 その他】

- ①市町村との協力を規定
- ②罰則規定の整備（無許可採取、措置命令違反等に対する罰則を追加）

※下線部分以外の規定は平成 24 年 4 月 1 日施行、下線部分の規定は平成 24 年 10 月 1 日施行